**令和２年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

**令和元年７月**

**大　阪　府**

**令和２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（商工労働関連）**

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪・関西を取り巻く社会経済情勢は、人口減少に伴う国内市場の縮小等の課題を抱える一方、近隣アジア諸国では急速な経済成長や技術力の向上が進んでおります。また、あらゆる領域で進むグローバルネットワーク化やAI・IoT等の第４次産業革命の進展など、大きく変化しています。

そのような中、大阪府では、2025年に開催決定した大阪・関西万博のインパクトを最大限活用するとともに、大阪の産業・経済を支える中小企業のグローバル化や持続的な発展を支援するため、AI・IoTなどを活用した新事業の創出や事業承継支援、ベンチャーエコシステムの構築などに取組んでまいります。

また、中之島や彩都、健都においてライフサイエンス分野に関連する研究機関や企業等が集積した拠点形成を推進するなど、大阪・関西の成長につなげるための施策を展開してまいります。

さらに、若者・女性や障がい者、高齢者、外国人など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革や女性活躍推進など、国の施策を踏まえて、就業支援を行うとともに、産業振興と一体となった人材育成に取組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

　令和２年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**令和元年７月**

**大阪府知事　　　吉 村　洋 文**

**Ⅰ　中小企業等の活力が発揮できる環境づくり**

**１．災害を想定した中小企業への支援 ･････････････････････････････････････････････････**

**１**

**２．中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化 ･･･････････････････････**

**１**

**３．創業者向け融資における保証対象要件の緩和 ･･････････････････････････････**

**１**

**４．中小企業の経営安定化等の対策強化 ･････････････････････････････････････････････**

**１**

**５．商業活性化施策の充実・強化 ････････････････････････････････････････････････････････**

**２**

**６．スタートアップ・エコシステム拠点の形成 ･････････････････････････････････**

**２**

**Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進に向けて**

**１．健康・医療関連産業の世界的クラスター形成 ･･･････････････････････････････････**

**２**

**２．「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた支援の強化 ･････････････････････････････**

**３**

**３．新エネルギー産業の成長促進 ････････････････････････････････････････････････････････････**

**３**

**４．競争力強化に向けた産業基盤の整備 ･･････････････････････････････････････････････････**

**４**

**Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

**１．障がい者雇用の促進　･･････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**５**

**２．労働環境の向上 ･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**３．あいりん地域対策の強化 ･･････････････････････････････････････････････････････････････**

**６**

**４. ホームレスの方の就労機会の確保・提供 ･･･････････････････････････････････**

**７**

**Ⅳ　国と地方の適正な役割分担について**

**１．ハローワークの地方公共団体への移管　････････････････････････････････････････**

**７**

**２．運輸事業振興対策の推進 ･･･････････････････････････････････････････････････････････････**

**７**

# **Ⅰ　中小企業等の活力が発揮できる環境づくり**

## **１．災害を想定した中小企業への支援　【継続】**

地域産業の重要な役割を担う中小企業が、地震などの災害が発生し被害を受けた場合、国民生活や経済活動に与える影響は大きく、事業活動の継続とその正常化を促進するため、損害に対する税額控除や助成金などの経済的支援措置等を講じること。

## **２．中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化　【継続】**

中小企業等のグローバル化支援については、従来、海外の販路拡大や製造拠点等の海外進出がターゲットとされてきたが、今後は、事業承継問題や創業ベンチャーの支援など、中小企業の経営環境を取り巻く課題の解決も見据え、海外から国内企業への出資、外国企業との業務提携、共同技術研究・開発等の多様なアプローチが必要とされる。こうした形のグローバル化がより加速されるよう、外資系企業等に対する、法人税率の軽減や中小企業等と連携して取組む研究開発等を支援する補助金制度の創設など、海外からの対内直接投資等への戦略的な優遇策の強化・拡充を図ること。

## **３．創業者向け融資における保証対象要件の緩和　【継続】**

創業者向け保証制度（創業関連保証・創業等関連保証）は、創業前又は創業後日の浅い中小企業者が円滑な資金調達を行う上で重要な役割を果たしているが、個人事業者として創業した後、法人となった場合は、本制度を利用できない。資金需要が高まる創業期は、法人格の有無にかかわらず手厚く支援すべきであることから、法人となった場合でも、個人事業者と同様に本制度を利用できるよう要件緩和を図ること。

## **４．中小企業の経営安定化等の対策強化　【新規】**

本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴う価格転嫁への拒否行為や適正なコスト負担を伴わない納期短縮等のいわゆる“しわ寄せ”を防止するため、下請取引の適正化に向けて、一層の啓発強化を図ること。

また、下請中小企業者が抱える課題に対応している下請かけこみ寺については、相談員の配置が東京都や神奈川県4名に対し、大阪府は2名となっている。大阪府の相談件数は東京都や神奈川県と同様、常に全国上位であり、専門相談員の負担も大きいことから、専門相談員2名程度の増員を図ること。

## **５．商業活性化施策の充実・強化　【継続】**

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域の商業・サービス拠点であるとともに、地域コミュニティの中で、安全・安心な地域づくりに重要な役割を果たしていることから、意欲的な取組みを進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

なお、現在、商店街等への国庫補助金は、地方公共団体を経由しない、いわゆる「空飛ぶ補助金」となっているが、地方分権改革の趣旨に鑑み、地域の実情を理解した地方公共団体がより実態に即した対応ができるよう早期に権限・財源の移譲を検討すること。

## **６．スタートアップ・エコシステム拠点の形成　【新規】**

地域経済を持続的に発展させていくためには、新しい価値を創造するスタートアップを次々と生み育て、グローバルに展開できる環境の整備が不可欠であり、国では、「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」を６月に公表した。

大阪では、本年４月発足の大阪産業局をプラットフォームに、行政・経済界が一体となって「大阪スタートアップ・エコシステム推進会議」を設置し、オール大阪でスタートアップを支援するための環境整備を進めているところであり、大阪を本戦略の拠点として選定すること。

また、拠点においては、起業家育成や投資家誘致等のアクセラレータ機能の強化や税制措置などの支援施策の一層の強化・拡充を図ること。

# **Ⅱ　大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進**

## **１．健康・医療関連産業の世界的クラスター形成**

**＜未来医療国際拠点の形成＞　【継続】**

中之島四丁目地区においては、再生医療をベースに未来医療の産業化を推進する国際拠点の形成に向けた取組みを進めている。本拠点での産業化推進に向けた取組みに対し、財政支援など必要な支援を行うこと。  
※令和元年６月最重点提案・要望において要望済み　

**＜ＰＭＤＡ関西支部の機能強化＞　【継続】**

革新的な医薬品等の実用化を促進するため、ＰＭＤＡ関西支部の安定的な運営に必要な財政支援を行うこと。また、同支部において再生医療分野の相談から審査までを一気通貫で実施できる体制を構築すること。  
※令和元年６月最重点提案・要望において要望済み

## **２．「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた支援の強化　【新規】**

「未来社会の実験場」をコンセプトとする2025年大阪・関西万博（以下「万博」）を見据え、いわゆる「空飛ぶクルマ」について大阪で実用化するための実証実験が早期に実施できるよう、管制制度や機体認証手続などの制度構築を進めるとともに、必要に応じて航空法に基づく規制を緩和するなど、社会実装に向けた支援を強化すること。

## **３．新エネルギー産業の成長促進**

**＜水素関連産業の振興＞　【継続】**

国において、「水素基本戦略」が策定され、また、万博開催決定を契機に、大阪府においては「水素社会」の実現に向けた動きをさらに加速させていく必要がある。府内の水素関連産業の振興を促進させるため、以下の措置を図ること。

①　水素基本戦略（平成29年12月策定）では、水素ステーションを2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度の整備、また、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すと示されている。一方、大阪府では現時点で府内に8箇所の水素ステーションが整備されており、2025年度に28箇所の整備目標の達成に向けて、取り組んでいる。水素ステーション整備目標が達成できるよう、今後もステーション整備補助及び運営補助を継続すること。

②　水素ステーション運営事業者の負担を軽減するため、検討が進められてきた水素ステーションにおける有人セルフ方式での充填については、運営事業者とドライバー間での契約締結や保安教育の受講等の要件を満たすことで可能とされた。しかしこの方式は、必ずしもステーションの従業員数の削減につながるものではないことから、遠隔監視によるステーション操業の許容に関する検討についても、早期に結論を得られるよう努めること。

③　同戦略において、燃料電池バスや燃料電池フォークリフト（FCFL）の普及目標が示されたことや、万博会場へのアクセス手段として燃料電池バスの利用が期待されることから、これらの普及を促進するため、燃料電池バス導入補助率の拡大や FCFL の導入補助の継続など一層の支援強化を図ること。

また、既存の水素ステーションにおける燃料電池バス対応に伴う設備改修に対する補助制度やFCFLの水素充填設備に対する整備・運営補助制度、燃料電池船などの新たな水素関連アプリケーションの実証開発に対する補助制度を創設すること。

## **４．競争力強化に向けた産業基盤の整備**

**＜遊休産業用地の有効活用促進＞　【新規】**

企業における生産拠点の集約化や生産方式の効率化により、これら企業の保有地の中で低・未利用状態にある遊休産業用地が生まれている。一方、大阪府内では、成長期にある中小企業の拡大展開を行うのに必要となる産業用地が不足している。そこで、このような遊休産業用地の流動化を促し、産業用地として活用が図られるよう、譲渡所得課税の軽減など有効活用促進方策について検討すること。

**＜堺・泉北臨海工業地域の競争力強化＞　【継続】**

国においては、我が国のエネルギー供給と地域経済を支える石油コンビナートについて、アジア諸国との激しい国際競争への対応や南海トラフ地震等の未曽有の危機に備える必要から、生産性向上及び強じん化に取り組んでいるところ。堺・泉北臨海工業地域においても、石油、化学、素材、エネルギーなど石油安定供給に依存する多様な産業が集積し、年間製造品出荷額は約３兆円にのぼるなど、地域だけでなくわが国経済において極めて重要な役割を果たしている。ついては、次の施策を充実すること。

①　国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強じん化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに以下の制度改善を行うこと。

・支援の対象をコンビナートを構成する関連事業者や施設にも拡大すること

・強じん化に資する支援資金の使途を津波・停電時対策等まで拡大すること

・複数年度にわたる計画や事業所ごとの申請等柔軟に認めること

②　公共性の高い民有護岸等については、老朽化が進んでいることや現行の耐震基準を満たしていないことから、耐震補強等の対策が急務であるため、全てを企業負担とすることなく、財政支援を充実・強化すること。

③　産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

**Ⅲ　多様な人材が活躍できる環境づくり**

**１．障がい者雇用の促進**

平成３０年４月の障がい者雇用率の引き上げに伴い、障がい者の雇用義務のある企業数の多い都道府県の法定雇用率達成企業割合が大幅に減少している状況を踏まえ、中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。  
  
**＜現状の把握・分析等＞　【新規】**

①　障害者雇用促進進法に基づく障がい者の雇用状況は、事業主毎に報告を受けているため、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で把握できない。地域の実情に応じた雇用施策を講ずることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

②　事業主が計画的に障がい者雇用に取り組めるようにするため、障がい者雇用率の計算式で用いられている雇用障がい者数や失業障がい者数の算定根拠を明らかにするなど、必要な措置を講じること。

**＜事業主に対する誘導・支援の強化＞　【①新規、②③継続】**

①　大阪府においては、障がい者の雇用義務のある企業数が多く法定雇用率達成企業割合が低いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、その体制強化に努めること。

②　中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度における調整金及び報奨金の額を引き上げるとともに、報奨金を受けるための要件となる雇用障がい者数の引下げを図ること。

③　本府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度の導入を検討すること。

**＜制度の拡充等＞　【①新規、②③④継続】**

①　中小企業の障がい者雇用を促進するため、特定求職者雇用開発助成金「障害者初回雇用コース」の支給期間の拡大や合同企業面接会でトライアル雇用求人も対象にするなど、支援制度の充実に努めること。

②　雇用率制度の対象障がい者の範囲について、国の労働政策審議会の意見書で示されている諸外国における仕組みを早急に検討の上、身体障がい者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障がい者及び発達障がい者（以下「難病患者等」）についても対象に追加すること。

③　その他事業主に対する支援制度を以下のとおり拡充すること。

・手話通訳担当者及び要約筆記担当者委嘱助成金について、対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえた支給期間の延長や支給額の増額

・難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加

④　本府が全国に先駆けて実施してきた「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」については、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、国の雇用支援制度の一つとして創設すること。

**２．労働環境の向上　【継続】**

**＜最低賃金の引上げ＞**

国が定める最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じた最低賃金の引上げに努めること。

**３．あいりん地域対策の強化　【継続】**

**＜「あいりん労働福祉センター」の耐震対策の推進＞**

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、南海電鉄高架下への仮移転が完了した。今後、閉鎖した旧「あいりん労働福祉センター」について、解体工事が完了するまでの間、管理者である国が主体的に、大阪府と連携しながら管理を行うこと。

**＜あいりん地域における雇用対策の充実＞**

府は、仮移転後もこれまでと同様に西成労働福祉センターにおいて、不安定就労者への支援を行っている。国は、あいりん地域の不安定就労者の就業機会確保のため、建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させるとともに、「日雇労働求職者給付金」の支給要件について、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図ること。  
　また、国として登録事業所への求人募集開拓を行うなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

**４．ホームレスの方の就労機会の確保・提供　【継続】**

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するため、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の支給要件である年齢制限及び離職後の期間制限を緩和するなど、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、ホームレスの方を受け入れる協力事業所への支援により、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

**Ⅳ　国と地方の適正な役割分担について**

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

**１．ハローワークの地方公共団体への移管　【継続】**

第６次地方分権一括法により、地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みが創設されたが、全国一律に施策展開する国のハローワークでは、大阪府域特有の課題に応じたきめ細やかなサービスの拡充や、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を効果的に実施することが難しい。

国は、地方分権の趣旨を踏まえ、こうした課題を検証しながら、最終的には必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管に向け、検討を進めること。

※令和元年６月最重点提案・要望において要望済み

**２．運輸事業振興対策の推進　【継続】**

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところである。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。